

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、
翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更
争議行為の実施

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令
土地改良区の定款の変更の認可
土地改良法による換地処分

◇正 誤 昭和五十五年十二月鳥取県告示第十二百五十一号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、東郷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による花見東郷地区第六工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十五年九月一日現在の地番による。)

大字方面字榎田

大字方面字榎田のうち三の一、四の一の一部、四の二の一部、五の一の一部、五の二の一部、六の二の一部、七の一部、九の一の一部、九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方面字中ソネ一三の一の一部並びに大字高辻字松ヶ坪一七二と一体をなす国有地の一部

大字方面字中ソネ

大字方面字中ソネのうち一〇、一一の一部、一二の一、一二の二の一部、一三の一の一部、一三の二の一部、二三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字方面字榎田三の一、四の二の一部、九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八と一体をなす国有地の一部、大字方面字宮本二五の一部、二六の一の一部、二六の二の一部、二七の二の一部、五一の二の一部及びこれらと一体

<p>料 大字高辻字井手</p>	<p>大字方面字高畑</p>	<p>大字方面字河原</p>	<p>大字方面字宮本</p>	
<p>大字高辻字井手料のうち一五六の一、一五七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字方面字高畑のうち六七の三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに六六の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字方面字河原のうち五二の一の一部、五二の二の一部、五三の一部、五四の一の一部、五四の二の一部、五五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字方面字宮本五〇の一、五〇の二、五一の一部、五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに六七の三の一部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに六六の一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字方面字宮本のうち二五の一部、二六の一の一部、二六の二の一部、二七の二の一部、五〇の一、五〇の二、五一の一部、五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字高辻字井手料一五六の一の一部及びこれと一体をなす国有地の一部</p>	<p>をなす国有地、大字方面字河原五二の一の一部、五二の二の一部、五三の一部、五四の一の一部、五四の二の一部、五五の一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字高辻字井手料一五六の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字高辻字砂田</p>		<p>大字高辻字松ヶ坪</p>		<p>大字高辻字築屋敷</p>
<p>大字高辻字砂田のうち一八五の一部、一八六の一部、一九五の一、一九七の一から一九七の五まで、一九八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高辻字築屋敷一六三の一の一部、一六五の一部、一六六の二の</p>	<p>これらと一体をなす国有地</p>	<p>大字高辻字松ヶ坪のうち一七五の一部、一七九の二の一部、一八三の一の一部、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一七二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字高辻字築屋敷一六八の一部、一六九の一部、一七一の三の一部、一七一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高辻字砂田一八五の一部、一八六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方面字榎田四の一の一部、五の一の一部、五の二の一部、六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>二七の二の一部</p>	<p>大字高辻字築屋敷のうち一六三の一の一部、一六五の一部、一六六の二の一部、一六七、一六八、一六九の一部、一七一の三の一部、一七一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高辻字井手料一五六の一の一部、一五七の一及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字高辻字松ヶ坪一七二と一体をなす国有地の一部、大字方面字榎田七の一部、九の一の一部、九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字方面字中ソネ一〇、一一の一部、一二の一、一二の二の一部、一三の二の一部、二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字方面字宮本二七の二の一部</p>

<p>大字高辻字四拾</p>	<p>大字高辻字河原</p>	<p>大字高辻字出合</p>	<p>大字高辻字白早 稲</p>	<p>大字高辻字前田</p>	
<p>大字高辻字四拾歩のうち二八一の一、二八二、二八三の 国有地</p>	<p>大字高辻字河原の全域並びに大字高辻字四拾歩二八一の一、二八二、二八三の一、二八六の一、二八八の一の一部、二八九の四の一部、二九一の一部及びこれらと一体をなす 国有地</p>	<p>大字高辻字出合のうち二七五の二と一体をなす国有地の 一部以外の区域</p>	<p>大字高辻字白早稲の全域、大字高辻字砂田一九五の一、一九七の一から一九七の五まで、一九八の三及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字高辻字出合二七五の二と一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字高辻字前田のうち二〇六の一、二〇九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の四及び二〇一の一と一体をなす国有地の 一部以外の区域</p>	<p>一部、一六七、一六八の一部、一六九の一部、一七一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高辻字松ヶ坪一七五の一部、一七九の二の一部、一八三の一の一部、一八三の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高辻字前田二〇六の一、二〇九の一及びこれらと一体をなす国有地並びに一九九の一、二〇〇の一、二〇〇の三、二〇〇の四及び二〇一の一と一体をなす国有地の一部</p>
	<p>大字高辻字穴田</p>		<p>大字高辻字中ノ 田</p>	<p>大字高辻字立石</p>	<p>歩</p>
<p>の 一部</p>	<p>大字高辻字穴田のうち三二一の一部、三二三の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高辻字立石三〇〇の一部、三〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高辻字中ノ田三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三二四と一体をなす国有地</p>		<p>大字高辻字中ノ田のうち三〇四の一の一部、三〇八の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三二四と一体をなす国有地以外の区域、大字高辻字穴田三二一の一部、三二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高辻字颯千三五〇の一の一部、三五〇の三の一部、三五二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字高辻字立石のうち二九四の一の一部、二九七から三〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字高辻字中ノ田三〇四の一の一部、三〇八の一部、三〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字川上字菊茂垣二一四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一、二八六の一、二八八の一の一部、二八九の四の一部、二九一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字川上字菊茂垣二一四〇の一の一部、一一五一の一の一部、一一五一の二の一部及びこれらと一体をなす 国有地</p>

<p>大字高辻字瓢干</p>	<p>大字高辻字瓢干のうち三五〇の二の一部、三五〇の三の一部、三五二の一部、三五三の一部、三五四の二及び三五五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四の二及び三五五の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字高辻字岩淵</p>	<p>大字高辻字岩淵の全域、大字高辻字瓢干三五〇の三の一部、三五二の一部、三五三の一部、三五四の二及び三五五の二及びこれらと一体をなす国有地並びに三五四の二及び三五五の二と一体をなす国有地の一部、大字田畑字和田四二二の一及びこれと一体をなす国有地並びに大字田畑字出会四二三の一、四二四の一、四二五、四二六の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字田畑字和田</p>	<p>大字田畑字和田のうち四二二の一及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字田畑字出会</p>	<p>大字田畑字出会のうち四二三の一、四二四の二、四二五、四二六の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字川上字隅田</p>	<p>大字川上字隅田の全域、大字川上字河原田一〇二三の二、一〇二四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字川上字郷田一〇二九、一〇三〇の二、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の三の一部、一〇三二、一〇三二の二の一部、一〇三二の二の一部、一〇三五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字川上字河原田</p>	<p>大字川上字河原田のうち一〇二三の二、一〇二四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字川上字郷田</p>	<p>大字川上字郷田のうち一〇二九、一〇三〇の二、一〇三〇の二の一部、一〇三〇の三の一部、一〇三二、一〇三二の二の一部、一〇三二の二の一部、一〇三五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字川上字尾崎一〇四二の一部、一〇四三の一部、一〇四七の一部、一〇四八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字川上字尾崎</p>	<p>大字川上字尾崎のうち一〇四二の一部、一〇四三の一部、一〇四七の一部、一〇四八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字川上字谷ノ前</p>	<p>大字川上字谷ノ前の全域並びに大字川上字尾崎一〇四二の一部、一〇四三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字川上字道祖神</p>	<p>大字川上字道祖神のうち一〇八八の二の一部、一一一一の一部、一一二二の一部、一一三三、一一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字川上字本木一一二七の一部、一一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字川上字本木</p>	<p>大字川上字本木のうち一一二七の一部、一一三二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字川上字道祖神一一一一の一部、一一二二の一部、一一三三、一一三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字高辻</p>

大字川上字菊茂垣	字立石二九七から三〇〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字高辻字穴田三二三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字川上字菊茂垣のうち一一四〇の一の一部、一一五一の一の一部、一一五一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字川上字道祖神一〇八八の一の一部並びに大字高辻字立石二九四の一の一部、二九七の一部及びこれらと一体をなす国有地	

鳥取県告示第四百号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、鳥取ガス労働組合執行委員長加藤泰蔵から争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 事件

- 1 賃金引上げに関する要求の件
- 2 産業別最低賃金に関する要求の件
- 3 夏季一時金に関する要求の件

二 日時

昭和五十六年四月二十六日午前零時からこの事件の解決に至るときまで

三 場所

鳥取瓦斯株式会社に勤務する組合員の所属する全職場（鳥取市及び国府町）

四 形態

全面的、部分的、連続的又は断続的に、多種多様の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独に、又は併用して行う。

鳥取県告示第四百一号

森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第六号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 区域及び期間

1 区域

鳥取市及び三朝町

2 期間

昭和五十六年五月十二日から同年六月十日まで

二 森林病害虫の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫が附着し、又は附着するおそれがある伐採木等（伐採された樹木その他土地から分離した樹木の幹及び枝条（用材及び薪炭材であるものを含む。）をいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該伐採木等に薬剤を散布すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った者で、損失補償を受けようとするものは、別に定める申請書を速やかに、三に掲げる伐採木等の所在する地域を管轄する地方農林振興局長に提出すること。

鳥取県告示第四百二二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、北条土地改良区の定款の変更を昭和五十六年四月十六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百三三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る花見東郷地区第六工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年四月二十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

正 誤

昭和五十五年十二月鳥取県告示第千二百五十一号（海岸保全区域の指定の一部改正について）中、次の箇所誤りがあったので、訂正する。

頁 段	誤	正
七 下	鳥取県鳥取沿岸大栄東海岸	鳥取県鳥取沿岸大栄海岸大栄東地区海岸
七 下	鳥取県鳥取沿岸大栄西海岸	鳥取県鳥取沿岸大栄海岸大栄地区海岸
九 下	鳥取県鳥取沿岸大栄西海岸	鳥取県鳥取沿岸大栄海岸大栄地区海岸

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千二百円（送料を含む。）】